

議案第 21 号

木古内町情報公開条例及び木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定について

木古内町情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）及び木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例（平成 18 年条例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町情報公開条例及び木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会
条例の一部を改正する条例

(木古内町情報公開条例の一部改正)

第1条 木古内町情報公開条例(平成14年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「木古内町個人情報保護条例(平成18年条例第8号)第2条第1号に規定するもの」を「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に改める。

(木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「木古内町個人情報保護条例(平成18年条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、木古内町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第〇号。以下「議会個人情報保護条例」という。)」に、「木古内町情報公開、個人情報保護審査会及び行政不服審査会」を「木古内町情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会」に改める。

第2条中「又は個人情報保護条例」を「、個人情報保護法又は議会個人情報保護条例」に改める。

第3条を次のように改める。

(所掌事務)

第3条 審査会は、情報公開条例第17条第1項、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条の規定による実施機関(情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関、木古内町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第〇号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、審査請求について調査審議し、並びに法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審査会は、情報公開条例第10条ただし書又は特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされる事項及び個人情報保護法施行条例第4条第2項の規定により町長が審査会の意見を聴くこととされる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

3 審査会は、個人情報保護法施行条例第4条第1項及び議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議するものとする。

4 審査会は、前3項の規定による調査審議を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第8条第1項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。